

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上で いつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス

ご契約のしおり・約款 特別勘定のしおり



インターネットでアクセス

1

T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

🔍

URL

<https://www.tdf-life.co.jp>

2

「Web約款番号・特別勘定のしおり番号」入力欄に5桁の番号を入力して 🔍 をクリックしてください。

「ご契約のしおり・約款」を見る⇒【25013】
「特別勘定のしおり」を見る ⇒【00425】

Web約款番号
特別勘定のしおり番号

5桁の番号入力 🔍

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

ご契約の際には「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

■「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

■公的保険について

【金融庁ホームページ】

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

変額終身保険の販売資格について

■変額終身保険の販売資格は、（一社）生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し（一社）生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額終身保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。

■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。

■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

（お問合せ、ご照会）
[募集代理店]

（ご契約後のご照会）
[引受保険会社]
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
[お客さまサービスセンター] ☎0120-302-572
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>
「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

316-25-B028(25-4-DNP)（登録番号 TDF-25-C-28 登録年月 25.04） 2025年4月版

T&Dフィナンシャル生命

T&Dフィナンシャル生命は太陽生命、大同生命とともにT&D保険グループの一員です。

R246+

2025年4月版

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼 商品パンフレット

資産運用と保険を
ギョツとひとまとめ！

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

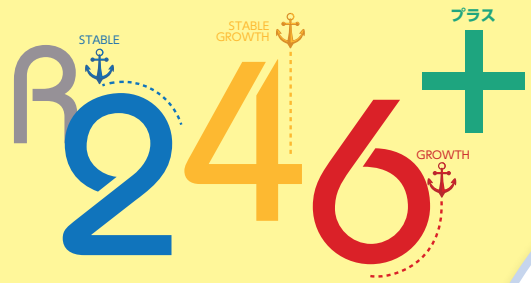
特別勘定の運用実績等により、損失が生じる場合があります。
この商品の死亡保険金額、年金（生存給付金）受取総額、解約払戻金額等に最低保証はありません。

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命

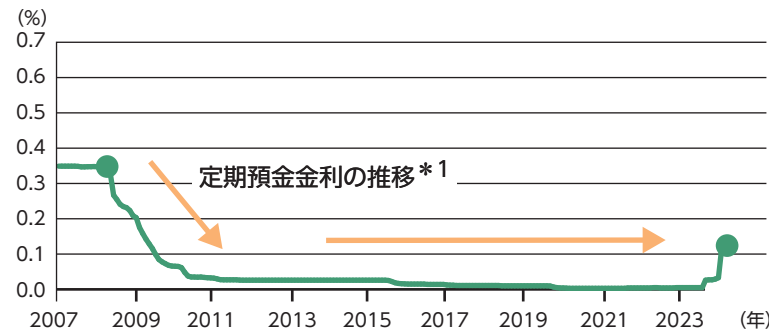
人生100年時代。資産寿命の延伸が

大切です。



今は預金をしても なかなか増えない時代

日本の預金金利は低い水準が続いており、
預金に置いておくだけでは資産を増やすことが難しい状況です。
かといって、取り崩していくだけでは、資産は減り続ける一方。
何か良い方法はあるのでしょうか？



*1 国内銀行（一部先を除く）、信用金庫および商工中金の定期預金
(預入金額300万円未満/預入期間1年)の平均年利率。

出所: 日本銀行「預金・貸出関連統計」より
T&Dフィナンシャル生命作成

う〜ん。
それは不安…。



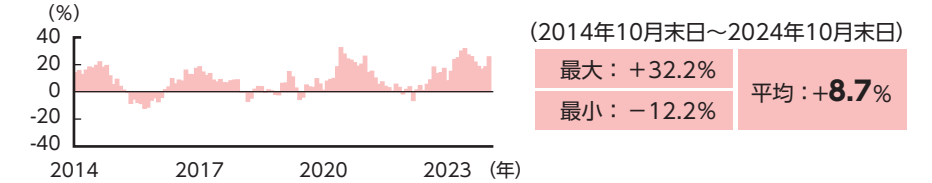
資産も長生き
させたい時代だね



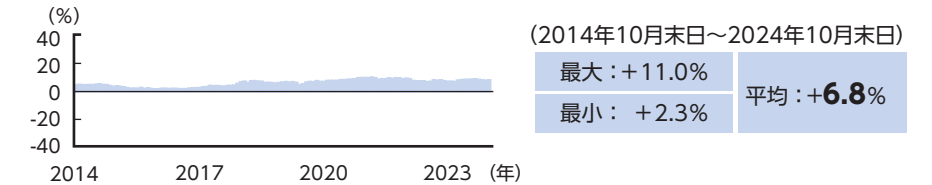
「おカネに働いてもらう」 という方法があります

「おカネに働いてもらう」、つまり資産運用を行なうことが、将来への準備の一つとなります。その代表的な方法が、さまざまな資産に分散して長期的に運用を続ける「長期分散投資」です。

【分散投資*1で1年間運用した場合の年間リターンシミュレーション】



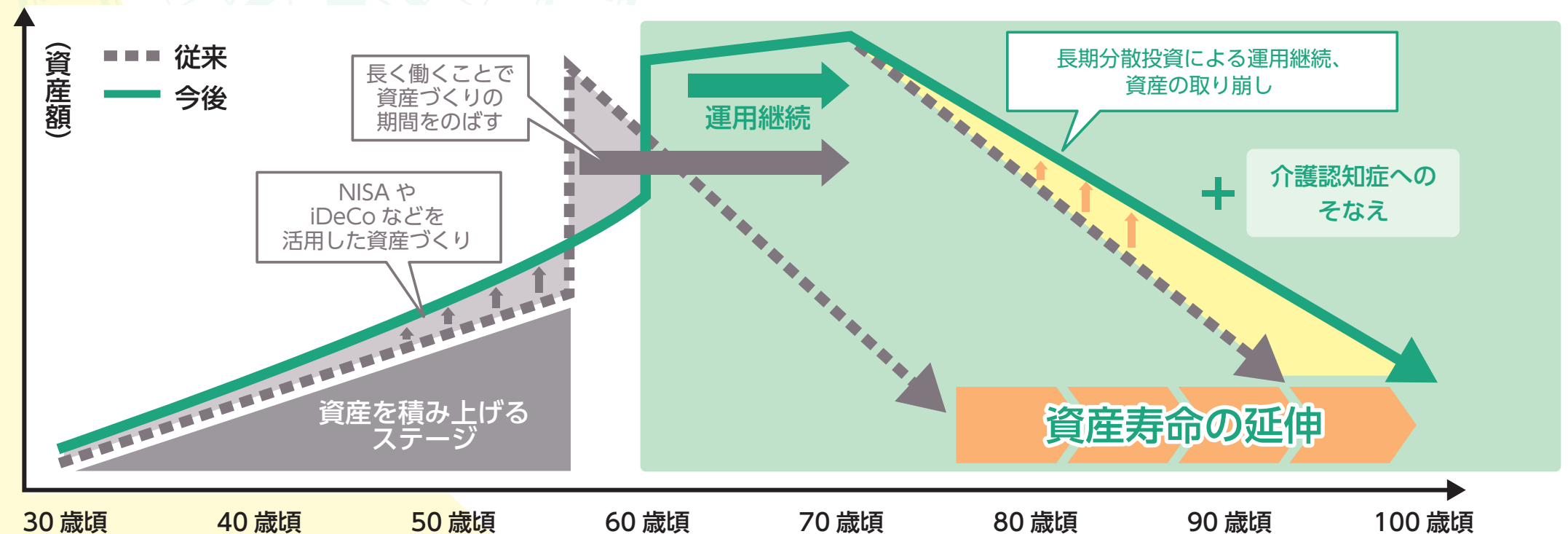
【分散投資*1で10年間運用した場合の年間リターンシミュレーション】



*1 国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資した場合の年率平均リターン。運用にかかる各種費用・税金等は考慮していません。(国内株式: NIKKEI 225 Index、国内債券: NOMURA-BPI 総合、海外株式: MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)、海外債券: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)を使用しています。円換算は、当該日の為替データを基にT&Dフィナンシャル生命が算出しています。)

出所: Bloombergのデータを基に
T&Dフィナンシャル生命作成

【資産額の推移イメージ】



出所: 金融庁金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」の概要(2019年6月)より
T&Dフィナンシャル生命作成

厳選された3本の特別勘定(ファンド)から1本を選んで ファンドラインナップ

- 投資目的や投資スタイルにあわせて、3つのファンドの中から1本をご選択いただきます。
- 一時払保険料全額(契約時費用なし)を特別勘定で運用します。

3つのファンドの特色

1. 各マザーファンドを通じて、世界各国の債券、株式およびリートなどの8つの資産に分散投資します。
2. 目標リターン別に3つの運用タイプからお選びいただけます。
3. 中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築を目指します。
4. 実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行ないます。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

安定型

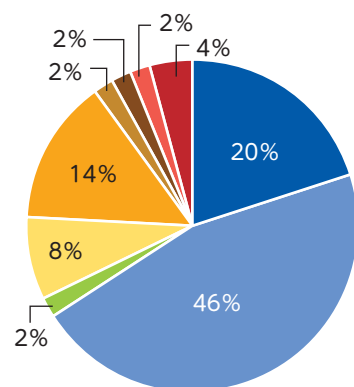
主な投資対象
りそなVIグローバル・バランスファンド
(安定型) (適格機関投資家専用)

◇ ファンドの目的
信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目指して運用を行ないます。

◇ 目標リターン

短期金利
+2% (年率)
リスク
水準 5.39% (年率)

◇ 基本的資産配分

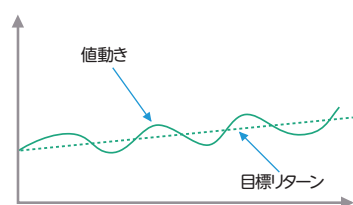


2024年10月時点

こんな方にオススメ

- ゆっくり着実に始めてみたい
- 値動きが大きいのは不安

◇ 目標リターンとリスク水準の関係
(イメージ)



安定成長型

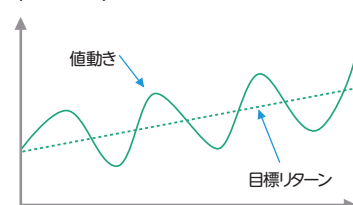
主な投資対象
りそなVIグ
(安定成長

◇ ファンドの目的
信託財産の中長期的な安定性と成長性のバ
運用を行ないます。

◇ 目標リターン

短期金利
+4% (年率)
リスク
水準 10.52% (年率)

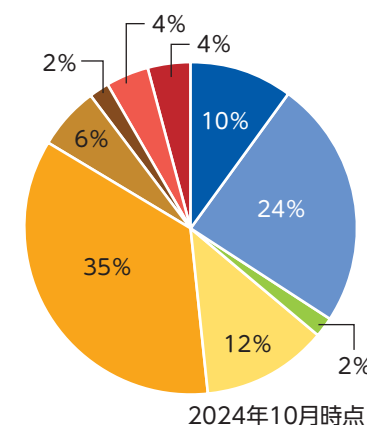
◇ 目標リターンとリスク水準の関係
(イメージ)



ローバル・バランスファンド (適格機関投資家専用)

ンスを重視した成長を目指して

◇ 基本的資産配分



2024年10月時点

こんな方にオススメ

- 安定型だと少し物足りない
- 成長型ほどの値動きは心配

リスク水準 とは

各ファンドのリスク水
いて表しています。

標準偏差とは、平均
のぐらいいブレる可能
を数値で表したもの

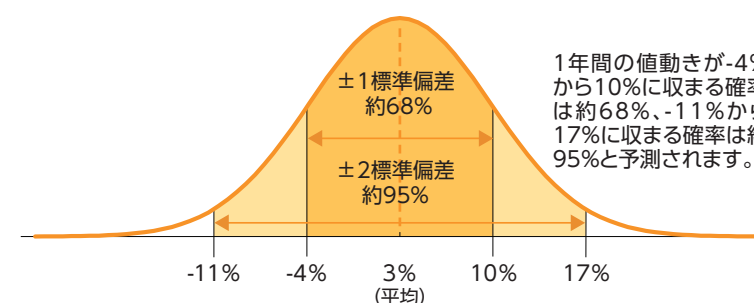
右図のような分布図
ると、1標準偏差の範
68%、2標準偏差の
95%となります。

準は、「標準偏差」を用

(目標リターン)からど
性があるか、ということ
です。

(正規分布)に当てはめ
困に収まる確率は約
範囲に収まる確率は約

(例)目標リターン3%、リスク水準が7%の場合(いずれも年率)



- 国内債券
- 先進国債券
(為替ヘッジあり)
- 先進国債券
(為替ヘッジなし)
- 国内株式
- 先進国株式
- 新興国株式
- 新興国債券
- 国内リート
- 先進国リート

資産配分の方針:各マザーファンドへの投資配分比率は、5年から10年程度の上記目標リターンの追求および各ファンド全体の下方リスク水準の低減を目指して決定するとともに、投資環境に応じて変更します。

※「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値は、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。従って、投資者の元本が保証されるものではなく、各ファンドの基準価額は下落することがあります。

※目標リターンは、保険関係費用(年金コース(経過年数10年未満)の場合:年率1.50%)・運用に関する費用を控除後のものであり、その他発生する費用・税金等については考慮していません。

※目標リターンに記載している短期金利は2024年10月時点で無担保コールO/N物レート(確報)のことを指しますが、今後予告なく変更となる可能性があります。

※目標リターンは、5年から10年程度の中長期的な期間、運用することを想定して設定しています。

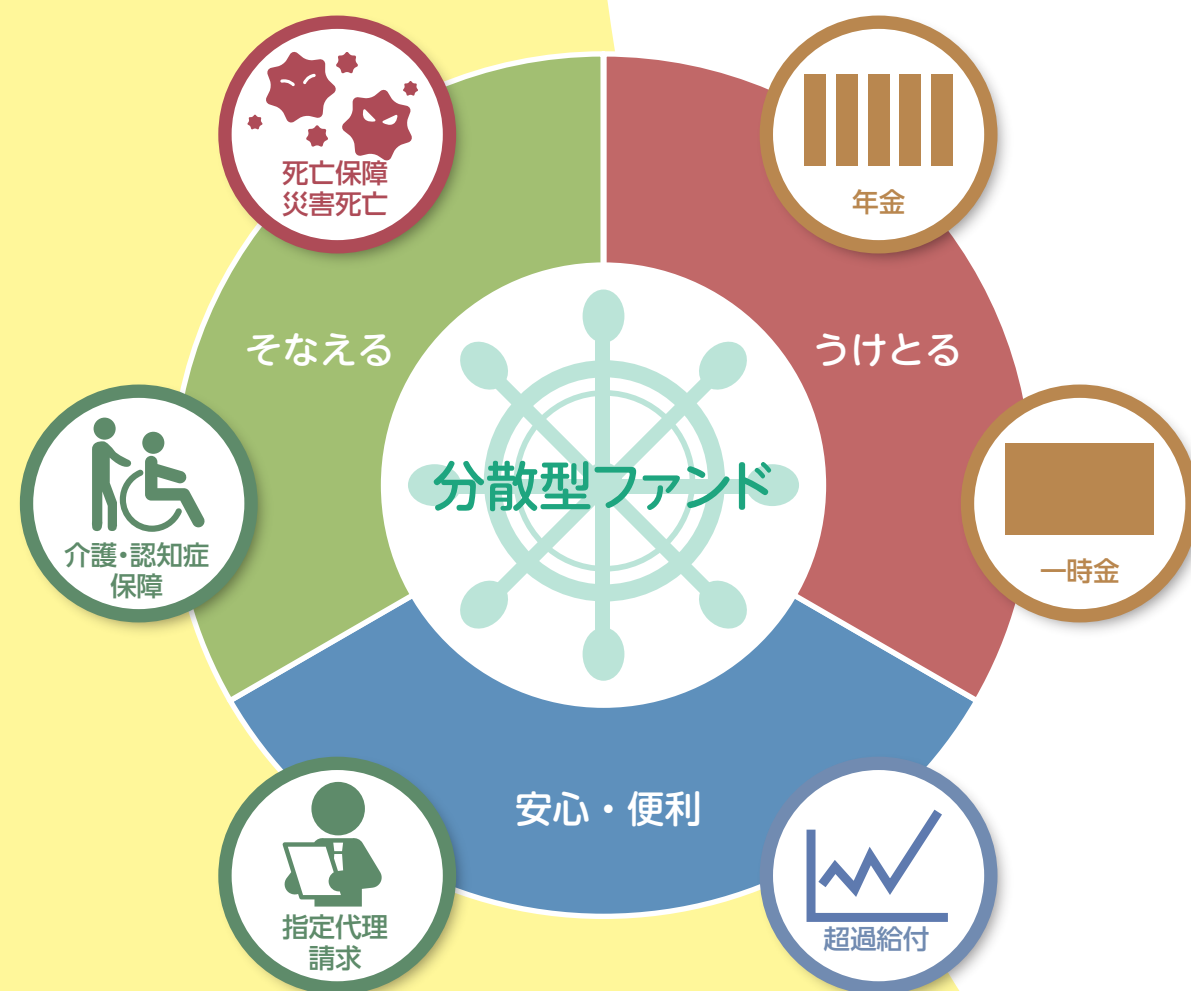
※リスク水準は、2003年4月末日から2024年10月末日までの期間を通じ、各ファンド設定前の期間については各ファンドの資産配分が上記割合であったと仮定した上で、各マザーファンドが参照しているインデックスの収益率に基づき算出したものです。実際の運用では資産配分の見直しや各マザーファンド(インデックス)のリスク水準の変化等に伴って将来的に変動します。

※上記の基本的資産配分は、2024年10月時点のものです。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。基本的資産配分は、各運用タイプの「目標リターン」に応じて、各マザーファンド(インデックス)の過去の収益率およびリスクに鑑み下方リスク水準の低減を目指して定期的に見直します。ただし、信託財産に現金等が含まれることや各マザーファンドの基準価額が変動すること等により、実際の資産別構成比率が上記の基本的資産配分と一致しない場合があります。

※「目標リターンとリスク水準の関係」は、あくまでイメージを示したものであり、基準価額の上昇を示唆あるいは保証するものではありません。

※各特別勘定(ファンド)について、**くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。**

ご自身のライフプランにあわせた
受取パターンと
保険商品ならではの機能をご用意



この商品の主人公は、「分散型ファンド」。
そこに保険商品ならではの名わき役を
キャストिंगしました!



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。
また、株価、債券価格の変動等に伴うリスクがあり、損失が生じる場合があります。
くわしくは、P.26～28をご覧ください。



資産寿命の延伸が 期待できる2コースから選択



- 「超過給付コース」「年金コース」の2コース。いずれも受け取りながら分散型ファンドで運用を継続できます。
- 定額保険では実現できない「**自在性**」「**柔軟性**」を具備。お客さまニーズに沿った自由設計やライフプランの変化に対応可能です。

くわしくは、P.7～10へGO!

保険商品ならではの機能



- 積立金額がご契約時に指定いただいた一定の超過水準に到達すると、超過額の給付を自動的に保険会社が行ないます。
- 超過額の判定は、特別勘定への繰入日の翌日以降、毎営業日行ないます。

くわしくは、P.7へGO!



- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。
- 指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。



くわしくは、P.14へGO!



- 公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

くわしくは、P.13へGO!



- 災害によりお亡くなりになられた場合には、保障額が加算されます。
- 死亡保険金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して、「500万円×相続税法で定める法定相続人数」まで非課税となります。

くわしくは、P.15へGO!

保險契約消滅

R246+ ファンドのポイント

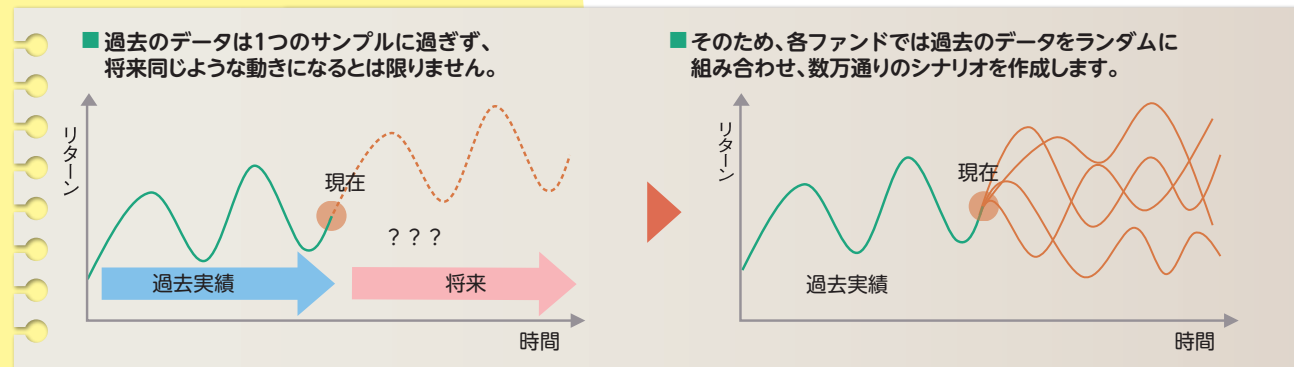
目標までなるべく
無駄の少ない
最適な道のりをご提供します



1 “先を見据えたシミュレーション”と “下振れに強い運用”で、目標リターンを目指します

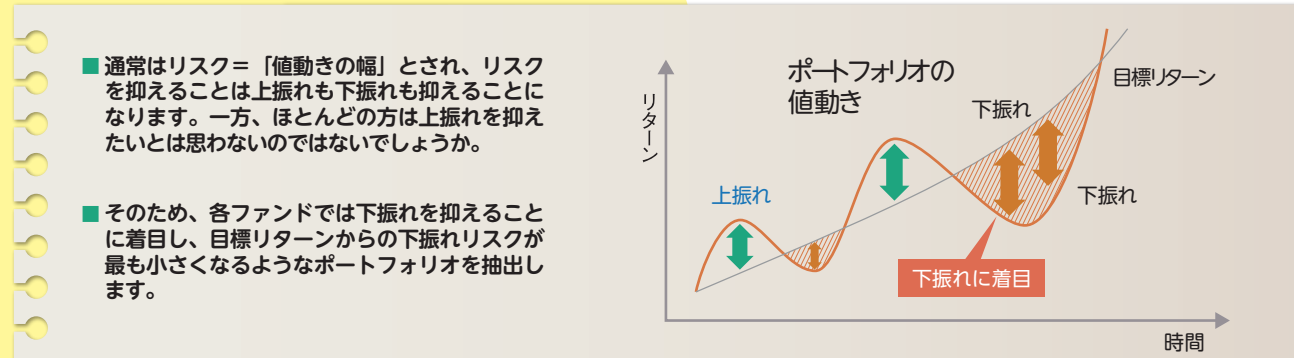
“先を見据えたシミュレーション”とは??

- 各ファンドでは、過去のデータをそのまま用いてシミュレーションを行なうのではなく、過去に起きていなかった事象も今後起こりうると考え、過去のデータをランダムに組み合わせ、将来起こり得る可能性のある数万通りのマーケット・シナリオを作成します。



“下振れに強い運用”とは??

- 各ファンドでは、「値動きの幅」そのものではなく、「下振れ」のリスクに着目します。上記の数万通りのマーケット・シナリオをもとに、ポートフォリオをシミュレーションした結果、目標リターンからの「下振れ」が一番小さい最適なポートフォリオを採用します。



※上記は運用のイメージを示したものであり、すべてを説明しているものではなく、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

2 運用期間中も資産配分を見直し、 中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築を目指します

- ① 基本的資産配分の策定(年1回程度)
ポートフォリオの下方リスク抑制の考え方をもとに定量モデルを用いて基本となる資産配分を策定
- ② 市況動向に応じた資産配分の見直し(適時)
市場環境や主要国・地域の市場テーマ、マクロ分析等から定性判断に基づいて資産配分比率の見直しを実施
- ③ 売買の執行・投資比率の調整(適時)
資産配分比率に基づくポートフォリオの構築・リバランスを実施

道のりの作成や
調整は経験豊富な
プロにおまかせ!



3 リソナ銀行の年金運用のノウハウを承継し設立された 「リソナアセットマネジメント」が運用します

- 2015年9月の営業開始以来、一般のお客さま向けの公募投資信託、適格機関投資家向けの私募投資信託など、お客さまのニーズに合わせた運用商品や投資助言・投資一任業務を提供しています。

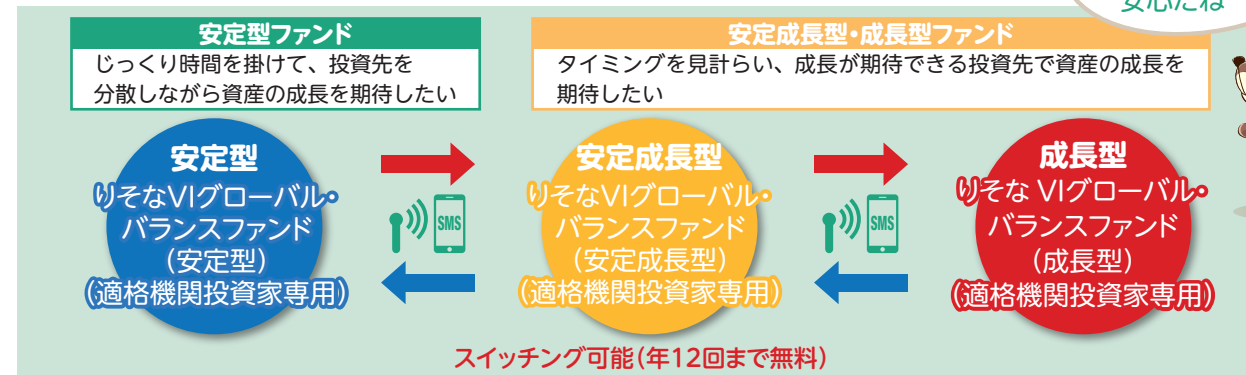
R246+ スイッチング・ その他の機能について

- 相場環境にあわせて、投資対象を年12回まで無料*1で変更すること(スイッチング)ができます。
 - スイッチング時には、課税の繰延効果が享受できるため、投資信託のみの運用にはない、効率的な投資対象の変更が可能です。
 - 運用状況をショートメッセージサービスでお知らせする機能がありますので、スイッチングを検討するタイミングを逃す心配がありません。
 - 基本保険金額が5,000万円以下の場合には、お客さまサービスセンターへのお電話での解約も取り扱います。
- *1 13回以上は1回につき1,000円に相当する金額を積立金から差し引きます。

ショートメッセージ
サービスの
お知らせ機能は
安心だね

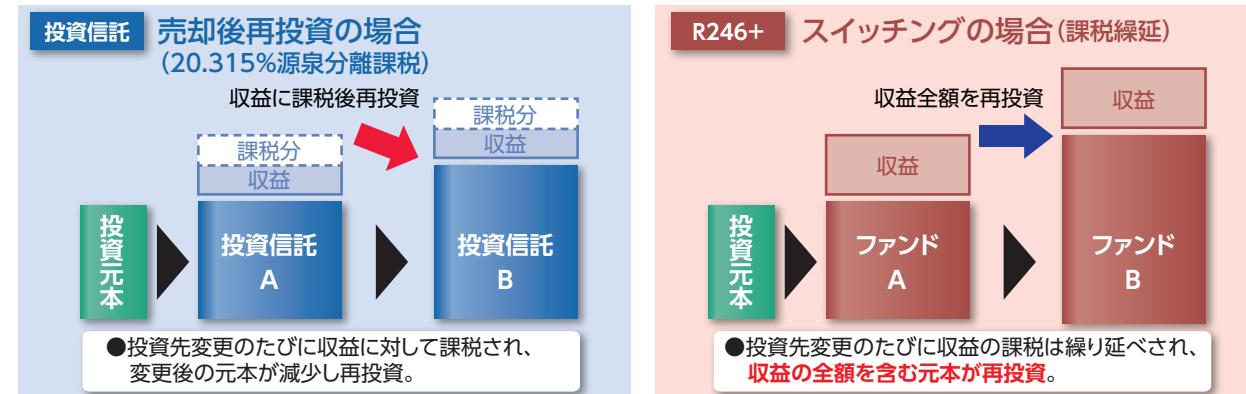


スイッチングの効果的な活用方法



スイッチングの運用効率

スイッチングをした場合、投資信託を売却・再投資するよりも、大きな投資効果が得られます。



R246+ スイッチングの受付方法と流れについて

- お電話もしくはインターネットサービス*1にて受付いたします。
- ※1 インターネットサービスのご利用には、お手続きが必要となります。

お電話(お客さまサービスセンター)

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00
※土・日・祝日等を除く

インターネットサービス(当社ホームページ)

インターネットサービスの
利用申込手続きについては
こちら ▶

- お申込の時間によって、移転のタイミングは異なりますのでご注意ください。

スイッチングの申込	積立金移転日*2
申込日の15時まで	申込日の翌営業日
申込日の15時以降	申込日の翌々営業日

*2 この日のユニットプライスを用いて積立金の移転を行ないます。

R246+ 運用状況の確認方法について

- 当社ホームページにてご確認ください。また、運用状況をお知らせする通知をお客さま宛てにご郵送いたします。

URL <https://www.tdf-life.co.jp>

●運用状況や運用レポート ●各種変更手続き
●契約内容照会 ●積立金の移転(スイッチング)

☎ 0120-302-572

受付時間9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

●ご契約内容やご住所の変更等の受付
●ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付
●運用状況のご照会受付
●ご解約・給付金のご請求受付
●積立金の移転(スイッチング)の受付



[特約の概要について]

- 公的介護保険制度の「**要支援1**」以上に認定または「**認知症**」と診断確定された場合、**解約払戻金**を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
被保険者の年齢が40歳以上かつ 契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行 (一部移行はできません)
要支援1の目安	認知症と診断確定される場合	
・入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。 出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO! (2023年4月改訂)」より T&Dフィナンシャル生命作成	・医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。 【器質性認知症とは】 ・アルツハイマー病の認知症・血管性認知症・パーキンソン病の認知症・レビー小体型認知症 など 【見当識障害とは】 単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のこと	

- 介護認知症年金は**一括**で受け取ることもできます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を**死亡一時金**として受け取れます。
- お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資(解約払戻金)を下回ることはありません。**

※年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。

投資信託にはない当社外部提携サービス
介護コンシェルのご利用について

- 以下の方は当社外部提携サービス「**介護コンシェル**」を**無料**でご利用いただけます。
 - ・介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま
- お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。
- 2親等内の親族まで**ご利用いただけます。

サービス内容



電話・メール相談



施設紹介・見学手配



ケアマネジャー紹介



認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティーが提供するサービスです。
※これらのサービスは、2024年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。

[特約の概要について]

- 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が給付金等(一括受取含む)を請求**することができます。
- この特約で請求した給付金等(一括受取含む)は、**指定代理請求人の口座に振り込む**こともできます。

対象となる給付金等	指定代理請求人の範囲	給付金等の振込先
・主契約の生存給付金*1 ・超過給付加算特約による超過額*2 ・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金 ・年金支払移行特約(I型)による年金 ・新遺族年金支払特約による年金	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方	本人口座 または 指定代理請求人 口座

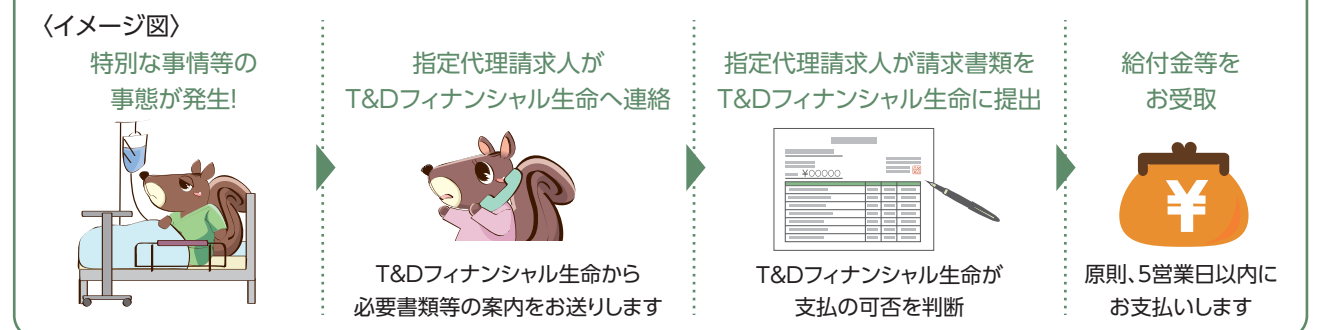
*1 被保険者が受取人の場合。または契約者と被保険者が同一で、契約者が受取人の場合。
*2 契約者と被保険者が同一人の場合。



預金の引出等のご不便へのそなえ

- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、**本人が預金の引出等を行なう**ことができないこともあります。
- 指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合(イメージ)



指定代理請求特約を付加しない場合(イメージ)



指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用(治療費や入院費等)以外に使用した場合、指定代理請求人に対し**贈与税や所得税が課せられる可能性があります。**

R246+ 死亡時のお取扱いについて (各コース共通)



- 災害死亡保険金のお支払事由に該当せず被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。

$$\text{死亡保険金額} = \text{死亡日の積立金額}$$

- 被保険者が不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または所定の感染症によりお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払いします。

$$\text{災害死亡保険金額} = \text{死亡保険金額} + \text{死亡日の基本保険金額} \times 10\%$$

- 契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、**「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」**まで非課税扱となります。
- 死亡保険金・災害死亡保険金は、みなし相続財産として死亡保険金受取人固有の財産となりますので**遺産分割協議の対象外**です。

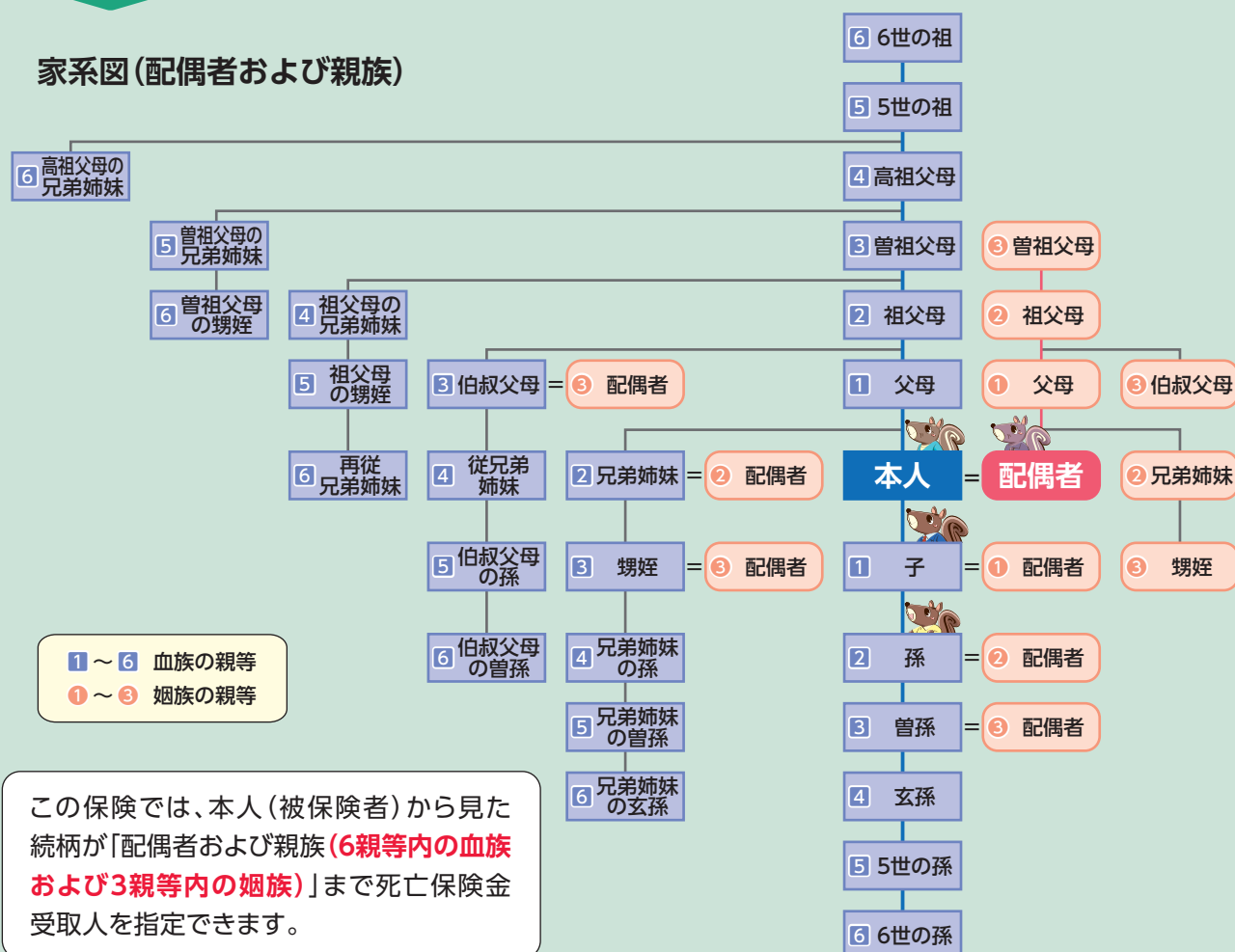


死亡保険金額は死亡日の積立金額となります。
死亡保険金額・災害死亡保険金額は、一時払保険料の最低保証はありませんのでご注意ください。



死亡保険金受取人の指定範囲 (以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能)

家系図(配偶者および親族)



R246+ Q&A よくいただくご質問にお答えします



Q1 スwitchングのときに各ファンドを組み合わせたことはできますか?

A ファンドを入れ替えるお取扱いのみになります。各ファンドを組合せて配分比率を設定するお取扱はありません。

Q2 運用期間中にコースの変更はできますか?

A 超過給付コースを選択された場合のみ、ご契約から10年経過以後に年金コースに変更することができます。(生存給付金額は10万円以上であることが必要となります。)変更後、超過給付コースに戻すことはできません。

Q3 超過額を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A ●超過額を受取は一時所得の対象となり、受け取った超過額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えるまでは課税されません。

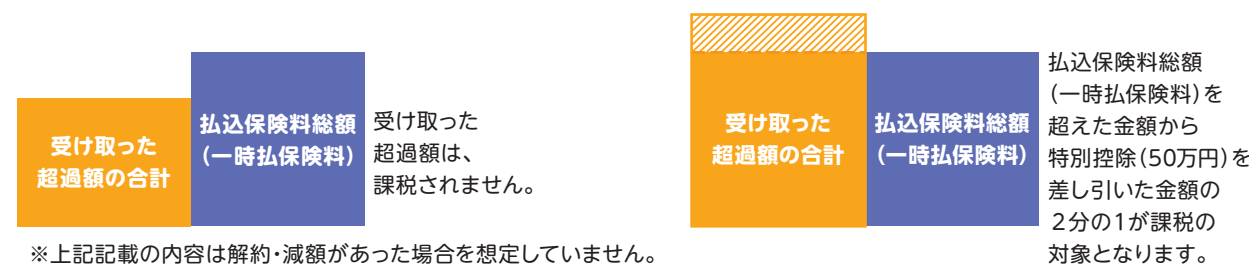
【イメージ】

①課税されない場合

(受け取った超過額の合計 ≤ 払込保険料総額)

②課税の対象となる場合

(受け取った超過額の合計 > 払込保険料総額)



●ご契約の解約時、過去に超過額のお受取があった場合、「解約払戻金額-払込保険料残額^{*1}」が、**「所得税(一時所得)+住民税」の対象**となります。

^{*1} 一時払保険料から過去に受け取った超過額の合計(必要経費の合計額)を控除した金額。

Q4 生存給付金を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 契約者が受け取った生存給付金は、所得税(雑所得)+住民税の対象^{*1}となります。

^{*1} [毎年受け取る生存給付金額-必要経費]が課税対象となります。

※ 指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が生存給付金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

$$\text{生存給付金額} \times \frac{\text{必要経費の計算}}{\text{一時払保険料相当額}} = \text{生存給付金受取予定総額} + \text{死亡保険金額}$$

Q5 介護認知症年金を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 介護認知症年金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※ 指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

※ 介護認知症年金支払移行特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

Q6 解約払戻金を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 解約払戻金と払込保険料残額^{*1}との差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

^{*1} 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

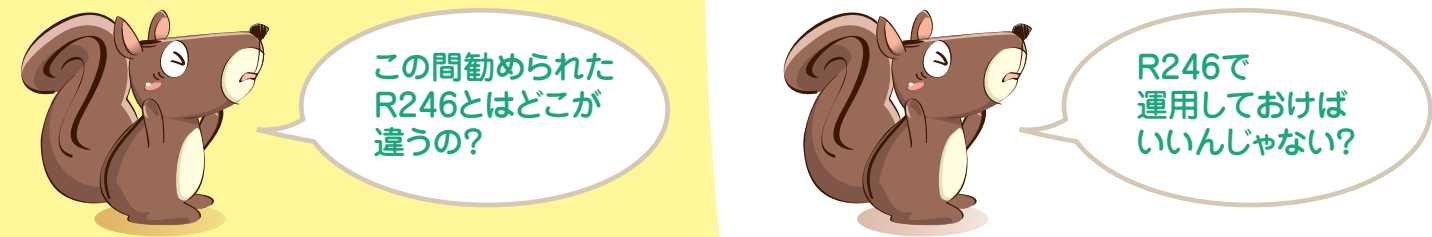
源泉分離課税
じゃないんだね



上記に記載の税制については、2024年12月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。
個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

「R246+」と「R246」との違いについて

※ 「R246」はりそなグループ取扱のりそなラップ型ファンド(安定型)/(安定成長型)/(成長型)の愛称です。
※ りそなグループ内金融機関によって「R246」の取扱が無い場合があります。



生命保険「R246+」の特徴

～こんな特徴があります！～

- 受取のパターン(超過給付・年金)を選べます。
- 介護・認知症保障が無料で付加できます。
- 死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」までが非課税扱*1となります。
*1 契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に限りま。保険金を受け取らない人、相続放棄した人も法定相続人の数に含みます。
- 死亡保険金は、みなし相続財産として死亡保険金受取人固有の財産となりますので遺産分割協議の対象外です。
- 解約払戻金は、解約払戻金と払込保険料残額*2との差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。
*2 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

＋ 充実&安心の当社外部提携サービスがあります

- 当社外部提携サービスを利用できます
 - 介護サービス(介護コンシェル)
 - 医療・情報サービス(M3 Patient Support Program®)
- ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度)で、登録家族も契約内容をご確認いただけます。

投資信託「R246」の特徴

～こんな特徴があります！～

- 保有者が死亡された場合は、運用を継続する(名義変更)か、時価で解約するかは、相続人が相続手続きを経て選択できます。
- 1月1日から同年の12月31日の取引について、譲渡損益、配当所得等を通算できます。
- 確定申告することで、譲渡損は翌年以降3年間の繰越が可能です。
- 生命保険の「R246+」よりもお客さまに少ない費用で運用いただけます。
- 生命保険の「R246+」よりも低いリスク水準の運用となります。

記載の税制については、2024年12月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

この商品は特別勘定(ファンド)で運用する変額終身保険です。
運用は私募投信で行なっており、りそなグループ取扱の公募投信とは異なります。

● 「R246」との運用面での違いについて

国内債券 先進国債券(為替ヘッジあり) 先進国債券(為替ヘッジなし) 国内株式 先進国株式 新興国株式 新興国債券 国内リート 先進国リート

	R246+ ※2024年10月時点			R246 ※2024年10月時点		
	安定型	安定成長型	成長型	安定型	安定成長型	成長型
ポートフォリオ基本的資産配分						
リスク水準	5.39%(年率)	10.52%(年率)	16.20%(年率)	5.20%(年率)	10.20%(年率)	15.49%(年率)

※ 「R246+」については、保険関係費用(年金コース(経過年数10年未満)の場合:年率1.50%)、運用に関する費用を考慮に入れポートフォリオを算出しているため、配分比率やリスク水準は「R246」とは異なります。
※各ファンドについて、くわしくは「特別勘定のしおり」または投資信託の「交付目論見書」をご覧ください。

● 「R246」との費用面での違いについて

	R246+		R246								
	超過給付コース	年金コース									
購入(契約)時	なし		購入申込総額に応じて下記料率を乗じて得た金額(りそなグループ店頭で購入した場合) <table><tr><th>購入申込総額</th><th>手数料料率</th></tr><tr><td>1億円未満</td><td>1.10% (税抜1.0%)</td></tr><tr><td>1億円以上 3億円未満</td><td>0.55% (税抜0.5%)</td></tr><tr><td>3億円以上</td><td>なし</td></tr></table>	購入申込総額	手数料料率	1億円未満	1.10% (税抜1.0%)	1億円以上 3億円未満	0.55% (税抜0.5%)	3億円以上	なし
購入申込総額	手数料料率										
1億円未満	1.10% (税抜1.0%)										
1億円以上 3億円未満	0.55% (税抜0.5%)										
3億円以上	なし										
運用期間中	保険関係費用		信託報酬								
	年率0.90%	経過年数 10年未満	年率1.50%								
		経過年数 10年以上	年率0.90%								
	運用に関する費用										
	安定型	年率0.33%(税抜0.30%)	安定型	年率0.66% (税抜0.60%)							
	安定成長型	年率0.44%(税抜0.40%)	安定成長型	年率1.10% (税抜1.00%)							
成長型	年率0.55%(税抜0.50%)	成長型	年率1.21% (税抜1.10%)								
解約・一部解約時	解約控除(10年間) 最大3.50%、年0.35%ずつ逦減		なし								
スイッチング時	年12回まで無料 (13回以上は1回につき1,000円かかります。)		1.10% (税抜1.0%)								

※記載の費用以外にもそれぞれの商品で必要となる費用があります。「R246+」について、くわしくはP.26～28、「R246」の費用について、くわしくは投資信託の交付目論見書をご覧ください。

● 「R246」との機能面での違いについて

	R246+		R246
	超過給付コース	年金コース	
分配金・生存給付金等	超過額	生存給付金	収益分配金
課税	所得税(一時所得) +住民税	所得税(雑所得) +住民税	所得税(配当所得) 15.315%+住民税5% (源泉分離課税)
介護認知症へのそなえ	・介護認知症年金支払移行特約(要支援1/認知症) ・指定代理請求特約 ・介護コンシェル(当社外部提携サービス)		なし



充実したアフターフォロー

お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	 契約内容照会	●	●
	 運用状況のお知らせ (ショートメッセージサービス)	●	●
電話・インターネットで完結するお手続き	 住所変更、生命保険料控除証明書の再発行 積立金の移転	●	●
	 解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限ります。	●	●
書類が必要なお手続き	 解約	●	●
	 死亡保険金(各種給付金)請求	●	●
	 名義変更／改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program® スマートフォンやパソコンから24時間365日、 医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	●
権利や財産を守る ためのご相談先 紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や 財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。 	●	●
大切なご契約を ご家族がサポート	ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度) (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容の ご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。 	●	●
介護・認知症 サポート	介護コンシェル お客様の「介護」や「認知症」に関する不安や お悩みの解決を充実のサービスでサポートします。	●	●
健康増進・ オフタイム充実 コンテンツ	T&Dクラブオフ 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等が お得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

*「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。

※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。

※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティ」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。

※これらのサービスやサポートは、2024年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。お手元に「ID番号・パスワード等が記載された書類」(保険証券に同封しています)をご用意のうえ、利用申込手続きをお願いいたします。

インターネットサービスの
利用申込手続きに
ついてはこちら



契約締結前交付書面(契約概要)

変額終身保険(災害加算・I型)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください
だきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・
ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払
事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については
「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

■ 商号 …………… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

■ 住所 …………… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

■ お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この商品の仕組みについて

- 「R246+」は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立
金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額終身保険(生命保険)です。
- 一時払保険料の全額を、申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか
遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別
勘定に繰り入れます。

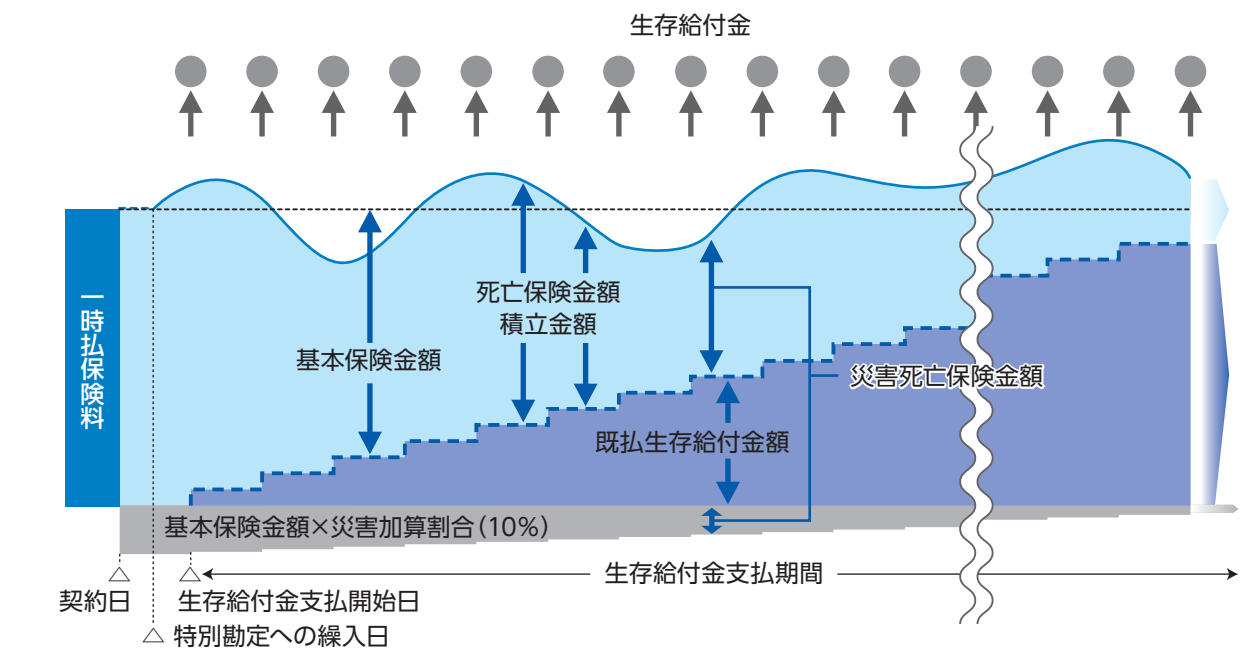


- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて
行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または
超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を
下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の
合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を
下回る可能性があります。**

2 この商品の仕組みについて(つづき)

仕組図(イメージ)

仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



基本保険金額について

■ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。ただし、生存給付金をお支払いする場合には、生存給付金支払日の前日の基本保険金額から生存給付金額と同額を差し引いた金額を生存給付金支払日以後の基本保険金額として適用します。

積立金・積立金額について

- 積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- 積立金額は、会社の定める方法により計算した金額となります。ただし、生存給付金をお支払いする場合は、その日の前日末の積立金額から生存給付金額と同額を差し引きします。この場合、積立金額に対する生存給付金額と同じ割合の金額が、各特別勘定の積立金額から差し引かれるものとします。
- 保険期間中に、契約者の申出により特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。この場合、同一保険年度における12回をこえる移転については、1回の移転に対して1,000円に相当する金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きします。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	お受取人
災害死亡保険金	被保険者が、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合(10%)を乗じた金額の合計額 ⚠ 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。	死亡保険金受取人
死亡保険金	被保険者が、災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人
生存給付金	被保険者が生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているとき	生存給付金額*1 ⚠ 超過給付加算特約を付加したご契約には、生存給付金のお支払はありません。	生存給付金受取人

*1 生存給付金額は10万円以上、一時払保険料の10%以下で金額を設定いただきます。
※被保険者が契約日から特別勘定への繰入日の前日までの間に死亡した場合の死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。
※所定の感染症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ⚠ 災害死亡保険金と死亡保険金は、重複してお受取りいただくことはできません。なお、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ⚠ 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、災害死亡保険金または死亡保険金のお支払ができない場合があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

4 生存給付金のお受取について

生存給付金について

- 被保険者が生存給付金支払日の前日末にご生存の場合、積立金額を原資として生存給付金を受取人(契約者)にお支払いします。
- 生存給付金額は、会社の取扱範囲内で契約者が定めた金額となります。ただし、運用実績により積立金額が減少した場合、最後の生存給付金額は契約者が定めた金額を下回ることがあります。
- 生存給付金支払開始日(第1回の生存給付金支払日)は、「契約日から1年後の契約応当日」とします。第2回以降の生存給付金支払日は、「生存給付金支払開始日の1年ごとの応当日」となります。
- 生存給付金支払期間*1は、「生存給付金支払開始日から最後の生存給付金支払日までの期間」をいいます。ただし、運用実績により積立金額が減少した場合、生存給付金支払期間が短縮されることがあります。
- 最後の生存給付金支払日の前日までの間に、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で生存給付金の支払を中断することができます。
- 最後の生存給付金支払日の前日までの間に、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で生存給付金額を変更することができます。
- 生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回らない限り、最後の生存給付金支払日以後、終身にわたり積立金額の運用を継続することができます。
- 生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回る場合は、生存給付金支払期間中であっても、その生存給付金支払日を最後の生存給付金支払日とし、積立金額から生存給付金額を差し引いた残額があるときはその金額を契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。

*1 積立金額を生存給付金額で割ることで計算される年数となります。
※生存給付金について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 主な特約について

名称	概要
超過給付加算特約 (ご契約時にのみ 付加可能)	●この特約を付加することにより、積立金額が「基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上」となった場合、超過額を契約者にお支払いします。 ●お支払いする超過額は、積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の「積立金額から基本保険金額を差し引いた金額」となります。 ●超過給付割合は、105%、110%、120%、「判定なし」からご選択いただけます。保険期間中に変更することも可能です。その場合、その日から変更後の超過給付割合をもとに超過額の判定を行ないます。 ●超過額の判定は、特別勘定への繰入日の翌日以降毎営業日行ないます。(積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合も、その翌営業日以降継続して判定を行ないます。) ●契約者は、いつでも将来に向かって超過額の判定の中断、再開を請求することができます。 ●契約者は契約日から10年経過後の契約応当日以降、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
終身保険移行特約 (契約日から1年を 経過している場合に 付加可能)	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*1を原資とした定額終身保険に移行することができます。 ●この特約を付加し定額終身保険に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。 ●この特約のみの解約をすることができません。
介護認知症年金 支払移行特約*2 (軽度介護保障特則適用) (ご契約時もしくは 中途付加可能)	●この特約を付加することにより、被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●この特約を付加し介護認知症年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*3 ●契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 ※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。 そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。
年金支払移行特約 (I型) (契約日から1年を 経過している場合に 付加可能)	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●この特約を付加し年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*4 ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	●この特約を付加することにより、災害死亡保険金・死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●この特約を付加し確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●契約者は災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは 中途付加可能)	●この特約を付加することにより、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人の代理人として、給付金等を請求することができます。

*1 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
*2 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
*3 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
*4 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

6 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20～79歳	
基本保険金額 (一時払保険料)	超過給付コース	年金コース
	200万円以上、9億円以下 (1,000円単位)*1	500万円以上、9億円以下 (1,000円単位)*1
生存給付金額	—	10万円以上、 一時払保険料の10%以下 (10,000円単位)
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	

*1 同一の被保険者について、基本保険金額(一時払保険料)は「変額終身保険(災害加算・I型)」(既に参加されているこの保険を含みます)を通算して10億円を超えることはできません。
※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約形態において、お取扱を一時停止する場合があります。



●一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入*1していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

*1 電磁的方法による場合は申込画面への入力。

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

■この保険は解約・減額をすることができます。

■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における「積立金額」から「解約控除額(基本保険金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。

※解約日が特別勘定への繰入日前の場合には、基本保険金額に相当する金額を解約払戻金としてお支払いします。

■一部解約(積立金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における積立金額の減額部分から「解約控除額(積立金額の減額部分に対応する基本保険金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。

※積立金額を減額した場合、基本保険金額および各特別勘定の積立金額も同時に同じ割合で減額されます。

※減額日が特別勘定への繰入日前の場合には、積立金額に代えて、減額する基本保険金額をご指定いただきます。

※解約控除率についてくわしくはP.27「**注意喚起情報**」をご覧ください。



●解約払戻金額の最低保証はありません。特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。**

9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて

- お払込みいただいた保険料は1つの特別勘定に繰り入れることができます。
- この保険では、1つまたは2つ以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして設定しています。
- 契約者をご契約または積立金の移転の際にご選択いただける特別勘定は、「R246+ (RE型)」の特別勘定グループに属する特別勘定(今後T&Dフィナンシャル生命がこのグループの特別勘定に新たに定めるものを含む)に限定されます。
- 特別勘定グループに属する特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
安定型 (876)	《投資信託名》リそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用) 《運用会社》リそなアセットマネジメント株式会社 ◆ 信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目指して運用を行ないます。
安定成長型 (877)	《投資信託名》リそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用) 《運用会社》リそなアセットマネジメント株式会社 ◆ 信託財産の中長期的な安定性と成長性のバランスを重視した成長を目指して運用を行ないます。
成長型 (878)	《投資信託名》リそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用) 《運用会社》リそなアセットマネジメント株式会社 ◆ 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

■ 特別勘定(ファンド)の主な投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどがあります。この保険では資産の運用実績が直接、積立金額、災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産の運用成果および投資リスクはともに契約者に帰属します。

※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる「特別勘定グループ」を取り扱う場合があります。



- 各特別勘定の主な投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。
- 各特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

10 特別勘定資産の評価方法について

- 日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱が適当とされる資産については、時価評価を行ないます。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行ないます。
 - ② 上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額(含み損益)を損益に計上するものとします。

11 諸費用について

- ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.26「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

変額終身保険(災害加算・I型)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますので**ご確認ください**。



この保険に係わる費用はつぎの合計となります

	項目	費用
保険期間中	保険関係費用	各コースごとに下記のとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用* ¹ (年率)／12を月単位の契約応当日の前日末に控除】 * ¹ 各コースごとの保険関係費用について、 くわしくはP.27をご覧ください 。
	運用に関する費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用* ² (年率)／365を毎日控除】 * ² 各特別勘定ごとの運用に関する費用について、 くわしくはP.28をご覧ください 。
	積立金移転費	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ① 12回以下： 無料 ② 13回以上：13回目から1回につき 1,000円 【移転時に毎回控除】

この保険に係わる費用はつぎの合計となります（つづき）

	項目	費用										
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、基本保険金額（減額については積立金額の減額部分に対応する基本保険金額）に対して経過年数に応じたつぎの解約控除率（下表）がかかります。										
		<table><tr><td>経過年数</td><td>1 年未満</td><td>1 年以上 2 年未満</td><td>2 年以上 3 年未満</td><td>3 年以上 4 年未満</td></tr><tr><td>解約控除率</td><td>3.50%</td><td>3.15%</td><td>2.80%</td><td>2.45%</td></tr></table>	経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%
		経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満						
		解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%						
		<table><tr><td>経過年数</td><td>4 年以上 5 年未満</td><td>5 年以上 6 年未満</td><td>6 年以上 7 年未満</td><td>7 年以上 8 年未満</td></tr><tr><td>解約控除率</td><td>2.10%</td><td>1.75%</td><td>1.40%</td><td>1.05%</td></tr></table>	経過年数	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	解約控除率	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%
		経過年数	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満						
		解約控除率	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%						
<table><tr><td>経過年数</td><td>8 年以上 9 年未満</td><td>9 年以上 10 年未満</td></tr><tr><td>解約控除率</td><td>0.70%</td><td>0.35%</td></tr></table>	経過年数	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	解約控除率	0.70%	0.35%						
経過年数	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満										
解約控除率	0.70%	0.35%										
※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。												
年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の 支払管理等に 必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率*3										

*3 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

各コースごとの保険関係費用

コース	費用	
	経過年数10年未満	経過年数10年以上
超過給付コース	年率 0.90%	年率 0.90% (各コース共通)
年金コース	年率 1.50%	

この保険に係わる費用はつぎの合計となります

各特別勘定ごとの運用に関する費用*4

特別勘定	費用
安定型	年率 0.33% （税抜0.30%）
安定成長型	年率 0.44% （税抜0.40%）
成長型	年率 0.55% （税抜0.50%）

*4 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

この保険にはつぎのようなリスクがあります

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする投資信託を通じて行なわれ、それぞれの投資信託は以下の指標（ベンチマーク）に連動、または上回る投資成果を目指します。

各指標（ベンチマーク）は、株価や債券価格などの変動の影響を受けるため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は各指標（ベンチマーク）に応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

特別勘定	主な投資対象となる投資信託の指標（ベンチマークなど）
安定型	設定しておりません。
安定成長型	設定しておりません。
成長型	設定しておりません。

1 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません

- 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。
- 災害死亡保険金額は死亡保険金額と死亡日の基本保険金額に災害加算割合（10％）を乗じた金額の合計額となりますので、災害死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 死亡保険金額は死亡日の積立金額となりますので、特別勘定の運用実績によっては、死亡保険金額（積立金額）とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

2 お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます

- 申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面（封書^{*1}）での郵送または電磁的記録（メール）によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます（募集代理店では受け付けできません）。お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行なった場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しします。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者（契約者）の氏名（自署）・住所
- ③申込書番号（申込書控の右上または右下に記載されています）
- ④返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）^{*2}
- ⑤お申込の撤回等の申出日

- * 1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
- * 2 保険料をお申込みいただいた場合のみご記入ください。なお、返金先口座はお申込者（契約者）の本人口座に限ります。

〈書面（封書）の送付先〉…8日以内の消印有効
〒114-8790
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行
〈メールの宛先〉…8日以内の発信有効
Mail：cs@tdf-life.co.jp

- お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることはできません。

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ 申込日								

＜お申出のご記入例：書面＞

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込の撤回を行います。
 申込者 契約者 名 ○○○○
 住所 ○○○市 ○○○
 申込書番号 * * * * *
 返金先口座 ××銀行 ××支店
 普通 * * * * *
 口座名義人 ○○○○
 ○年○月○日

3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- 一時払保険料は、お申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日（その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日）末に特別勘定に繰り入れます。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図

			責任開始期（契約日）					
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ 申込日		▲ 保険料入金日	▲ 承諾日				▲ 特別勘定繰入日	

4 つぎのような場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります

- 災害死亡保険金・死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含む）や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人、生存給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、災害死亡保険金・死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合（この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません）
- 災害死亡保険金・死亡保険金の免責事由に該当した場合（例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等）
- その他災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

5 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

- この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**解約払戻金額の計算についてくわしくは、P.24「[契約概要](#)」[8 解約払戻金について](#)をご覧ください。

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

- くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

7 この保険は生命保険であり、預金や投資信託ではありません（募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください）

- この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

- 現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す（復旧）取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
- ※ 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

9 特別勘定について

- 特別勘定グループ・特別勘定の種類および特別勘定資産の評価方法について、くわしくはP.25「[契約概要](#) [9](#) 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて」P.25「[契約概要](#) [10](#) 特別勘定資産の評価方法について」をご覧ください。

10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。
- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 特別勘定の投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど）は契約者に帰属します。
- 特別勘定による資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（募集代理店の担当者など）が契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。

11 解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります

- 特別勘定資産の運用に大きな影響を及ぼす解約払戻金のお支払や積立金の移転については、お手続きを延期することがあります。
- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合は、解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

12 借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません

- 保険料を借入金で調達した場合は、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがいまして、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません。

13 税金のお取扱について

- 払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 災害死亡保険金・死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※ 契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）」まで非課税となります。

- 解約払戻金
解約払戻金と払込保険料残額^{*1}との差額（解約差益）に対し、所得税（一時所得）および住民税が課税されます。

- 超過額（超過給付加算特約を付加した場合）
受け取った超過額は、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

- 超過額の受取にかかわる所得税（一時所得）は、「同一年の超過額の合計－必要経費－特別控除（50万円）」を基に計算します。
- 必要経費は受け取った超過額に相当する保険料となり、払込保険料残額^{*1}が限度となります。よって、払込保険料残額^{*1}の限度内で超過額の受取を行なう場合は課税されません。
- 払込保険料残額^{*1}を超える超過額の受取を行なう場合は、受け取った超過額から払込保険料残額^{*1}と特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

^{*1} 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額（負の場合はゼロ）のことをいいます。

- 年金（介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約を付加した場合）
年金は所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※ 指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

※ 介護認知症年金支払移行特約、新遺族年金支払特約における死亡一時金、および年金支払移行特約（Ⅰ型）における年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（年金種類が確定年金の場合）、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（年金種類が保証期間付終身年金の場合）、年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額（年金種類が年金原資確保型終身年金の場合）には、相続税法第12条が適用されません。

- 生存給付金
生存給付金額から必要経費を差し引いた金額が、**「所得税（雑所得）＋住民税」の対象**となります。
必要経費はつぎのとおり計算されます。

必要経費＝生存給付金額 × 必要経費率^{*1} $\left[= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金受取予定総額}^{*2} + \text{死亡保険金額}^{*3}} \right]$

- ^{*1} 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。
- ^{*2} 生存給付金支払開始時（第1回目）の生存給付金額×生存給付金受取想定年数。
- ^{*3} 生存給付金支払開始時に想定される最終の受取額。



くわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。また、税制については2024年12月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

14 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客さまサービスセンター

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)

 0120-302-572

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでご照会ください。

15 保険金等のお支払について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

? この保険をよりご理解いただくための用語解説

特別勘定

この保険の資産を管理・運用するための専用の勘定をいいます。この保険では、複数の特別勘定が用意されており、それぞれ投資信託が主要な投資対象先となっています。これらの特別勘定での運用実績やリスクは契約者に帰属します（主なリスクについては下記をご覧ください）。

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々のご契約に係る部分をいいます。積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。解約払戻金額は、解約請求を会社が受け付けた日の「積立金額」から「解約控除額（基本保険金額×解約控除率）」を差し引いた金額となります。

ベンチマーク

投資信託の運用を行なうにあたって、運用成果の目標の基準となる指標をいいます。ベンチマークは投資信託の投資対象により異なるものが採用され、一般的に日本株の運用においては、日経平均株価（日経225）やTOPIXなどがよく用いられます。また、ベンチマークを設定しない投資信託もあります。なお、各投資信託において、ベンチマークが同一の場合でも、運用手法の相違などにより運用実績は異なることがあります。運用手法としては、ベンチマークとの連動を目指す運用手法や、ベンチマークを上回る成果を目指す運用手法などがあります。

投資リスクについて

- 価格変動リスク**
株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
- 金利変動リスク**
金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
- 為替変動リスク**
外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
- 信用リスク**
株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。